

2021年5月20日

各位

大同生命保険株式会社
代表取締役社長 北原 睦朗

失効取消制度の創設

T&D保険グループの大同生命保険株式会社（社長：北原 睦朗）は、2021年6月より、ご契約が失効した場合でも一定期間内に所定の保険料をお払込みいただくことで、対面でのお手続を不要とし保障を継続できる「失効取消制度」を創設します。

大同生命では、ウィズ・コロナにおける“新しい生活様式”に適應するために、手続きの非対面化を実現し、今後も、より多くのお客さまに「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできるよう取り組みをまいります。

1. 背景・目的

保険契約には保険料の払込猶予期間があり、期間内にお払込みがない場合、契約は失効します。失効後は、保険金・給付金などの支払事由が発生してもお支払することができません。

保障継続をご希望の場合、所定の期間内であれば復活が可能ですが、手続きの際の被保険者の告知・診査の内容によってはお引受けができない場合もあり、長期にわたりご契約を継続いただきながらも、保険料払込みの失念といった一過性の事情により継続ができない可能性もあります。

そこで、ご契約が失効した場合でも一定期間内に所定の保険料をお払込みいただくことで、被保険者の告知・診査を省略して保障を継続できる「失効取消制度」を創設します。

2. 概要

(1) 制度について

○保険料払込猶予期間満了の日の翌日（以下、失効日）から1ヵ月間を「失効取消期間」とし、期間内に所定の保険料をお払込みいただくことで、失効を取消し失効日にさかのぼって保障を継続します。

○期間中に保険金・給付金などのお支払事由が発生した場合、所定の保険料のお払込みにより保険金・給付金を請求いただくことができます。

(2) 制度が適用となる契約

2021年6月2日以降に失効した個人保険契約が対象となります。

※一部保険種類（変額保険、変額年金保険、財形保険、一時払商品）を除きます。

※対象の保険種類については、加入日にかかわらずすべての契約に適用します。

<約款の改定>

失効取消制度の創設に伴い約款を改定します。詳細は以下をご確認ください。

<https://www.daido-life.co.jp/company/important/2021/202105yakkan.html>

以上